

2018（平成30）年度～2020（平成32）年度

加東市高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画



概要版

計画策定の趣旨

高齢化率が年々上昇していることや要介護認定者が年々増加していること、団塊の世代が後期高齢者となる2025（平成37）年には高齢者の約5人に1人が認知症になると推計されていることなど、高齢者の健康や福祉に関わる課題は山積しています。

加東市においても、高齢化率や高齢者世帯数が増加しており、今後さらに支援を必要とする高齢者が増加することが予想されます。

このような中で、住民の方に最も身近な行政機関であり、介護保険の保険者である市においては、高齢者をはじめとした住民の方が、可能な限り長い期間自立して生活できるようにする支援や重度化予防の事業展開、そして介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境を整えていくことが、今までに増して重要となっています。

そのため、加東市がこれまで取り組んできた施策や、築いてきた地域とのつながりをさらに強化し、地域住民や関係機関等とより連携しながら各種施策を進めていくための、「加東市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（以下「本計画」といいます。）」を策定しました。

計画の期間

本計画の期間は、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度の3年間です。

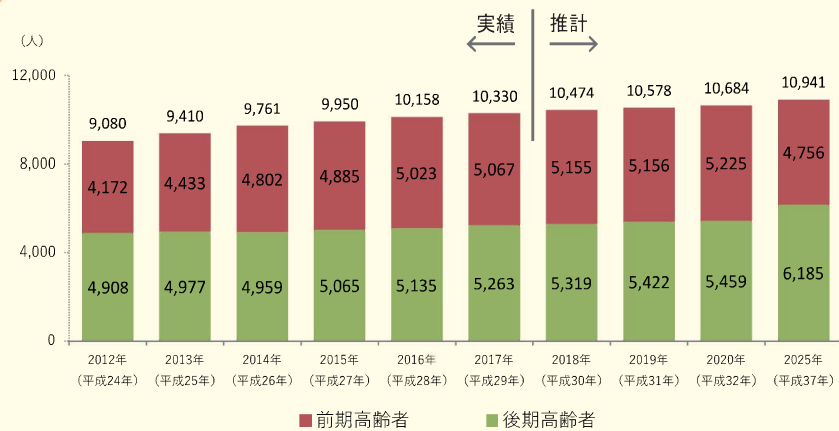
本計画は、団塊の世代が後期高齢者となる2025（平成37）年に向け、これまでの計画で構築してきた地域包括ケアシステムを深化・推進するものであるため、中長期的な視点で施策の展開を図ります。

団塊の世代が75歳に

2018年 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2021年度 (H33年度)	2022年度 (H34年度)	2023年度 (H35年度)	2024年度 (H36年度)	2025年度 (H37年度)	2026年度 (H38年度)
第7期計画（本計画）			第8期計画			第9期計画		

加東市の現状

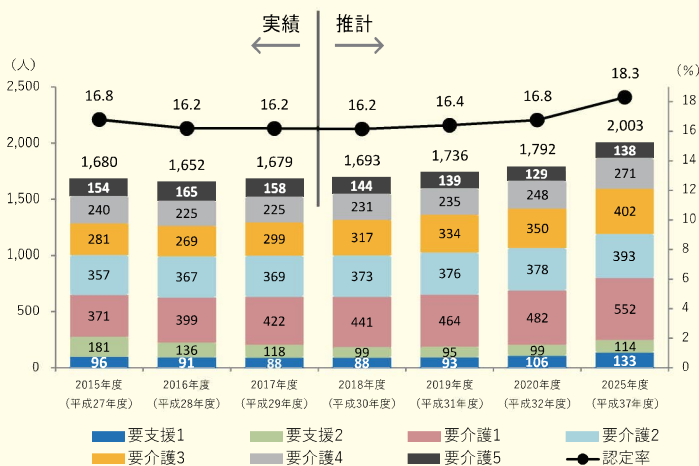
● 人口の推移



計画期間中及び2025（平成37）年に向けて、高齢者人口は年々増加することが予測されます。

また、団塊の世代が後期高齢者となる2025（平成37）年には、要介護状態となりやすい後期高齢者の割合が約57%まで上昇すると予測されます。

● 要介護認定者数の推移

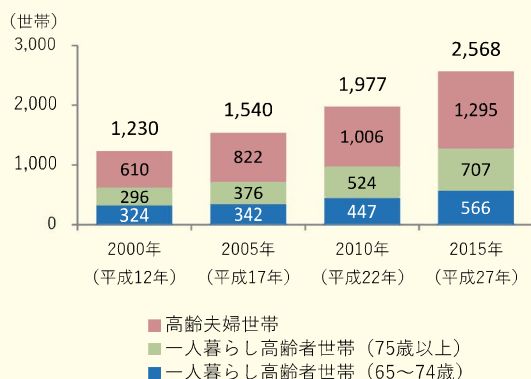


計画期間中及び2025（平成37）年に向けて、要介護認定者数は年々増加することが予測されます。

要支援1・2の認定者数の伸びは大きくはありませんが、要介護1・3の認定者数が増加することが予測されます。

● 高齢者世帯の推移

介護保険制度が開始された2000（平成12）年からの15年間で、高齢者世帯は約2倍に増加しています。一人暮らし高齢者世帯では、75歳以上の世帯が占める割合が増加しています。



● 要介護度別認定原因疾患

要支援1・2では関節の病気や骨粗しょう症などの整形外科疾患が、要介護1～5では認知症が、要介護認定の原因となる第1位の疾患となっています。

※2016（平成28）年度

要介護度	1位の原因疾患	割合
要支援1	整形外科疾患	36.8%
要支援2	整形外科疾患	34.3%
要介護1	認知症	32.6%
要介護2	認知症	35.0%
要介護3	認知症	35.9%
要介護4	認知症	33.1%
要介護5	認知症	33.1%

計画の基本理念

地域包括ケアシステムは、市民や事業者、関係機関などとの連携のもと、地域が一体となって暮らしやすい地域をつくっていくものであり、長期的な視点と共通のビジョンが欠かせません。そして、地域づくりは、地域みんなが自分のこととしてとらえて関わっていく「地域共生社会」の視点が重要となっています。

そのため、本計画の基本理念は、前期計画の基本理念である「地域で支え合い 笑顔かがやく 元気な加東」を継承することとします。

「地域で支え合い 笑顔かがやく 元気な加東」

政策目標と基本目標

政策目標

生きがいをもって安心して住み続けられる地域づくり

基本目標

1

元気な高齢者を増やすために

高齢者の社会参加の促進や生きがいづくりを推進します。また、地域活動を担う人材の育成や活躍の場を充実します。

基本目標

2

高齢者を地域で支える仕組みづくり

介護を必要とする人や介護をする人が安心して暮らせるように、相談支援の充実や、地域の課題解決に向けた取組、生活環境の整備や緊急時の支援体制の充実を推進します。

基本目標

3

介護サービスの充実強化

介護を必要とする人へのサービス提供基盤を充実するとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に向けて介護保険サービスの質の向上や適正利用を促進します。

日常生活圏域



高齢者が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活できるように、地理的条件、人口、住民の生活形態及び地域づくり活動の単位などを考慮し、加東市では中学校区の3圏域を日常生活圏域として設定しています。

本計画における取組の実施にあたっては、市全域で進めるとともに、日常生活圏域単位で、サービス提供基盤の整備や福祉・保健サービスなどについて検討を行います。

基本目標 1 元気な高齢者を増やすために

介護予防と高齢者の生きがいの推進

施策の方向性	主な施策・事業
1 高齢者の社会参加と 生きがいの推進	- 地域の集いの場を増やします。 - 介護予防と移動・買い物支援の両方を行う場を創設します。 - 低栄養の改善に向けた取組を行います。 - 地域づくり活動に参加したい人と活動団体をつなぎます。
2 高齢者を支える人材 育成と活躍の場の充実	- 介護予防・生活支援サポーター等のフォローアップ研修や交流会の機会を提供し、活動しやすい環境を整備します。 - 住民主体の地域活動の立ち上げや運営支援、及びボランティアの育成や活動支援を行います。

評価指標（主なもの）

	実績値	計画値
介護予防を心がける市民の割合	2017(H29)年度 72.2%	2020(H32)年度 73.8%
生きがいのある高齢者の割合	2016(H28)年度 76.2%	2019(H31)年度 86.2%
介護予防サポーターのうち活動する人の割合	2016(H28)年度 22.6%	2020(H32)年度 50.0%

● 介護予防・生活支援サービス事業

項目/事業名	事業内容	実施主体
通所型サービス	通所介護相当サービス (従前の予防給付と同様のサービス)	通所介護事業者
	通所型サービスA(緩和基準サービス) 「元気応援通所事業」「ミニデイサービス」	通所介護事業者 民間事業者 住民ボランティア
	通所型サービスB(住民主体サービス) 「かとうふまねっと教室」	住民ボランティア など
	通所型サービスC(短期集中予防サービス) 「元気になるうデイ」	介護事業者 (専門職)
訪問型サービス	訪問介護相当サービス (従前の予防給付と同様のサービス)	訪問介護事業者
	訪問型サービスA(緩和基準サービス) 「日常生活援助事業」	訪問介護事業者 など
	訪問型サービスB(住民主体サービス) 「かとう介護ファミリーサポートセンター」	住民ボランティア など
	訪問型サービスC(短期集中予防サービス) 「訪問型介護予防事業」	市
	訪問型サービスD(移動サービス) 「訪問型移動支援サービス事業」	介護事業者、NPO法人、 民間事業者 など
その他の生活 支援サービス	見守り事業 低栄養改善コース、安否確認コース	介護事業者、NPO法人、 民間事業者 など

基本目標 2 高齢者を地域で支える仕組みづくり

地域包括ケアシステムの構築

施策の方向性	主な施策・事業
1 包括的な地域ケア体制の充実	・地域包括支援センターの事業評価を行います。 ・支援の必要な高齢者等を早期に発見するためのシステムを構築します。 ・軽度者の自立支援につながるような個別ケア会議を開催します。
2 家族介護者に対する支援の充実	・介護を担う家族の介護離職の防止のために、介護保険制度の啓発や企業に対する啓発に努めます。 ・日中仕事をしている家族介護者が相談しやすいように、相談窓口の時間を延長します。
3 認知症高齢者への支援の充実	・物忘れ相談プログラムができる機会を拡充します。 ・認知症相談センターや民生委員・児童委員等とのネットワークを活用し早期相談につなげます。 ・店舗や事業所に「ひとり外出見守り・徘徊SOSネットワーク」への登録を呼びかけます。 ・職域や学校等で認知症サポーター養成講座を開催します。 ・事業主に対して、若年性認知症の理解促進・就労上の配慮等の啓発を行います。
4 多様な生活支援の充実	・移動支援や食を支えるサービス等の地域ニーズが高い事業について、生活支援体制整備事業と一体的に取り組を進めます。
5 在宅医療・介護連携の推進	・かかりつけ医を持つことの重要性を啓発します。 ・介護関係者が医療に関して相談できる窓口を設置します。
6 権利擁護の取組の充実	・高齢者虐待や消費者被害等の権利擁護についての啓発を行います。 ・高齢者虐待についての相談や通報を受けつける体制を再整備します。 ・近隣市町と協働し、法人後見や市民後見等の人材育成を含めた支援体制を構築します。
7 居住・生活環境の整備・充実	・人生いきいき住宅助成事業を継続します。 ・広域にある軽費老人ホーム等の整備状況や利用状況を把握し、必要な人への相談支援を行います。
8 災害時・緊急時の支援体制の充実	・避難行動要支援者支援制度の周知を図ります。 ・避難行動要支援者名簿情報の更新や関係者間での共有を行います。 ・避難行動要支援者本人や家族、関係者と平常時から連携します。

評価指標（主なもの）

	実績値	計画値
地域ケア会議（個別ケア会議）での検討件数	2016(H28)年度 7件	2020(H32)年度 25件
認知症相談センターでの相談件数（初回）	2016(H28)年度 94件	2020(H32)年度 200件
軽度認知症の疑いがある高齢者訪問件数	2016(H28)年度 13件	2020(H32)年度 25件
協議体に参加した延人数	2016(H28)年度 92人	2020(H32)年度 600人
かかりつけ医を持つ人の割合	2017(H29)年度 68.3%	2020(H32)年度 71.0%

基本目標3 介護サービスの充実強化

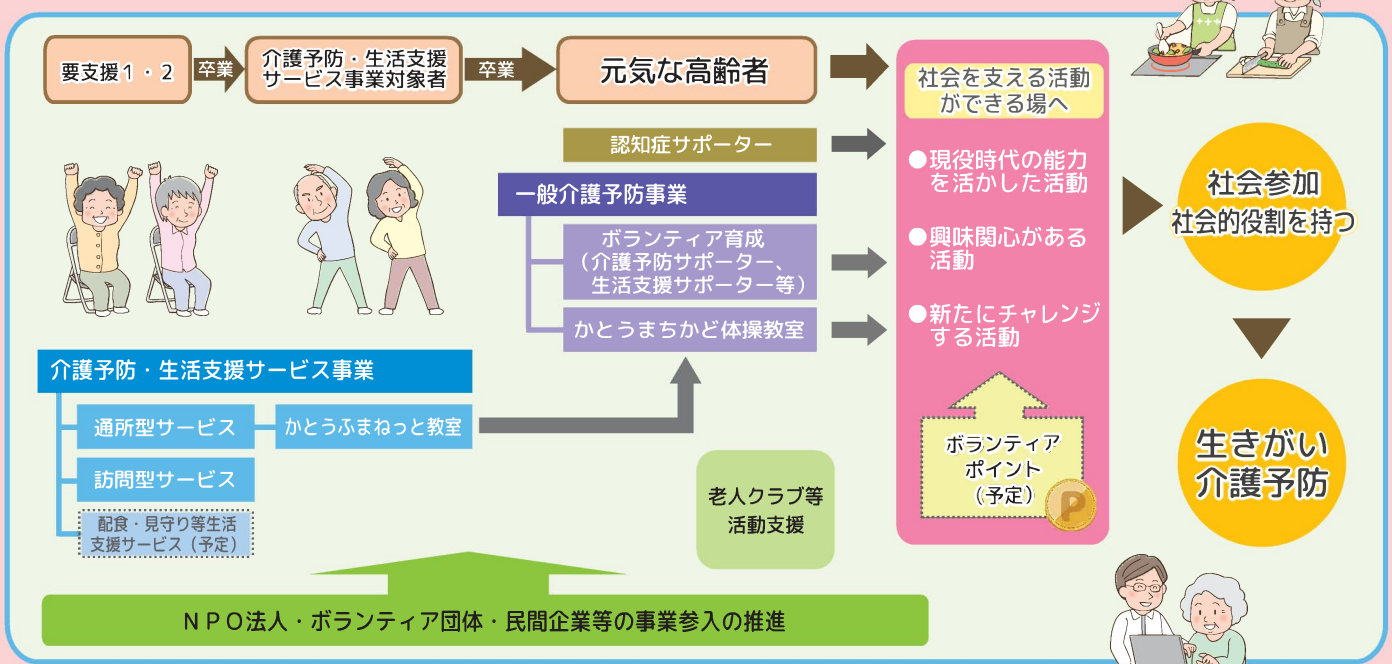
介護保険制度の健全かつ円滑な運営

施策の方向性	主な施策・事業
1 介護サービス基盤の充実	- サービス利用見込量に応じた供給量のバランスを見極めながら、不足しているサービスの誘致または過大なサービス量の抑制に努めると共に、既存サービスの質の向上に取り組みます。 - 小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの在宅サービスを組み合わせて、できる限り在宅生活を継続できるよう取り組んでいきます。
2 介護保険サービスの質の向上と適正利用の促進	- 新たに介護職員初任者研修を修了し、市内の事業所に勤務する方等に対し、研修受講料の一部を助成するなどの取組を行います。 - サービス事業者に引き続き自己評価及び外部評価を行うよう指導します。 - 要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修などの点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知の適正化主要5事業に引き続き取り組みます。
3 利用者が適切にサービスを選択できることへの支援	- 介護保険制度にかかるわかりやすいパンフレットを作成し市民に配布すると共に、ホームページを活用した情報提供を行います。 - 事業所と協働して介護サービス事業所の情報等を取りまとめた冊子を作成します。

評価指標（主なもの）

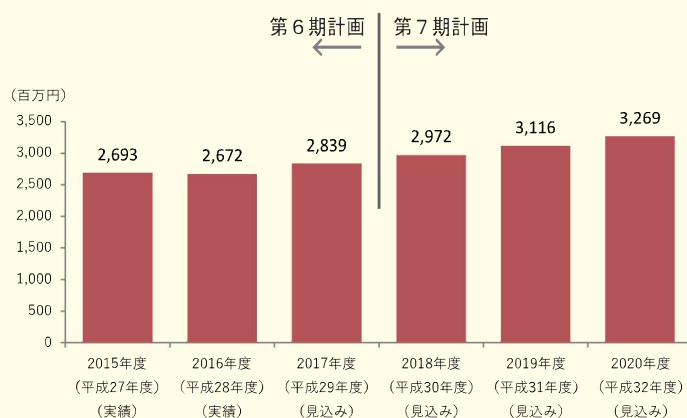
	実績値	計画値
適正化実施による効果（申立件数）	2016(H28)年度 35件	2020(H32)年度 50件

● これからの介護予防と高齢者の生きがいづくりの推進



介護保険料

● 総給付費の推移



総給付費は、要介護認定者数の増加の見込みにともない、増加すると見込んでいます。

【その他、介護保険料に関わる主な要因】

- ・本計画では、第1号被保険者（65歳以上）の保険料負担割合が、22.0%から23.0%に引き上げられます。
- ・介護報酬が改定されます（引き上げ）。

● 介護保険料（基準額）の推移

第4期計画	第5期計画	第6期計画	第7期計画
4,350円/月	5,600円/月	5,500円/月	5,900円/月

● 第1号被保険者の保険料段階及び年額保険料

所得段階	保険料率	対象者	第7期計画 年額保険料	第6期計画 年額保険料
第1段階	0.45	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者または前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	31,800円	29,700円
第2段階	0.75	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	53,100円	49,500円
第3段階	0.75	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が120万円超の方	53,100円	49,500円
第4段階	0.90	・世帯員のいずれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	63,700円	59,400円
第5段階	1.00	・世帯員のいずれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第4段階以外の方	70,800円	66,000円
第6段階	1.20	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	84,900円	79,200円
第7段階	1.30	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	92,000円	85,800円
第8段階	1.50	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	106,200円	99,000円
第9段階	1.70	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	120,300円	112,200円
第10段階	1.90	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	134,500円	125,400円

相談窓口

	相談窓口名称など	相談日時	電話番号
高齢者に関する相談	地域包括支援センター	月～金 8：30～17：15 (※火曜日のみ 8：30～19：15)	0795-43-0431
	ランチ滝野支所 (はびねす滝野内)	月～金 8：30～17：15	0795-48-0800
	ランチ東条支所 (とどろき荘内)	月～金 8：30～17：15	0795-46-0911
福祉サービス、日常生活費の 金銭管理などの援助	市社会福祉協議会	月～金 8：30～17：15	0795-42-2006
消費者被害・多重債務 の相談	市消費生活センター (市生活課)	毎週 火・木 9：00～17：00	0795-43-0502
成年後見制度の相談、 手続きの支援	地域包括支援センター	月～金 8：30～17：15	0795-43-0431
	社団法人成年後見センター リーガルサポート兵庫支部	月～金 13：00～16：00	078-341-8699
介護保険施設などに ついての苦情・相談窓口	市高齢介護課	月～金 8：30～17：15	0795-43-0440
	県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	月～金 9：00～17：15	078-332-5617
高齢者虐待に関する 相談・通報	地域包括支援センター	月～金 8：30～17：15 (※火曜日のみ 8：30～19：15)	0795-43-0431
		夜間・休日の場合 虐待ホットライン(24時間対応)	090-3486-3979